

○ 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。 「一・二 略」 三 単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分</p>		<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 「同上」</p>	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率以上である場合	レバレッジ非対象区分	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合
レバレッジ第一区分	単体レバレッジ比率が最低単体レバレッジ比率の二分の一の比	レバレッジ第一区分	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満で
	「略」		「同上」

<p>分 フ ア ー 非 対 象 区</p>	<p>レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 第 一 区 分</p>
<p>バ ッ フ ア ー 比 率 が 最 低 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 以 上 で あ る 場 合</p>	<p>単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 が 最 低 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 の 四 分 の 三 の 比 率 以 上 最 低 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 未 満 で あ る 場 合</p>
<p>社 外 流 出 制 限 計 画 （ 社 外 流 出 額 の 制 限 に 係 る 内 容 ） 調 整 税 引 後 利 益 の 六 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら 、 そ の 事 業 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 社 外 流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る ） を 上 限 と し て 社 外 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。） を 含 む 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ</p>	<p>社 外 流 出 制 限 計 画 （ 社 外 流 出 額 の 制 限 に 係 る 内 容 ） 調 整 税 引 後 利 益 の 六 十 パ ー セ ン ト の 額 か ら 、 そ の 事 業 年 度 に お い て 既 に 支 出 し た 社 外 流 出 額 を 控 除 し た 額 （ 当 該 額 が 零 を 下 回 る 場 合 に は 、 零 と す る ） を 上 限 と し て 社 外 流 出 額 を 制 限 す る 内 容 を い う 。） を 含 む 単 体 レ バ レ ッ ジ ・ バ ッ フ ア ー 比 率 を 回 復 す る た め の 合 理 的 と 認 め ら れ</p>

	レバレッジ・バツ ファア第二区分
単体レバレッジ・バツファア比率が最低単体レバレッジ・バツファア比率の二分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファア比率の四分の三の比率未満である場合	
社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファア比率を回復するための合理的と認められる改善計画をい	る改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令

	レバレッジ・バツ ファー第三区分
	単体レバレッジ・バツ ファー比率が最低単体レバレッジ・バツファー比率の四分の一の比率以上最低単体レバレッジ・バツファー比率の二分の一の比率未満である場合
う。）の提出の求め及びその実行の命令	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合）には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む単体レバレッジ・バツファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求

	レバレッジ・バッファ―第四区分	単体レバレッジ・バッファ―比率が最低単体レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む単体レバレッジ・バッファ―比率を回復するため合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令
--	-----------------	--------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

2 法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一 第十六項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
〔表略〕

二 第十七項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分

2

〔同上〕

一 第十三項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分
〔同上〕

二 第十四項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分

【表略】
 三 連結レバレッジ比率（第二十一項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率以上である場合
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率未満である場合
レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ比率の二分の一の比率未満である場合

【同上】
 三 連結レバレッジ比率（第十八項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合
レバレッジ第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合
レバレッジ第二区分	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合

レバレッジ第二 区分の二	連結レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上最低連 結レバレッジ比 率の四分の一の 比率未満である 場合	「略」
「略」	四 連結レバレッジ・バッファ―比率（第二十三項に規定す る連結レバレッジ・バッファ―比率をいう。次条第四項に おいて同じ。）を指標とする区分	「略」
自己資本の充実の状況に係る区分 レバレッジ・バッ ファ―非対象区 分	連結レバレッジ・ バッファ―比率 が最低連結レバ レッジ・バッファ ―比率以上であ る場合	命 令 社外流出制限計 画（社外流出額の 制限に係る内容（ 調整税引後利益 の六十パーセン トの額から、その 連結会計年度に
レバレッジ・バッ ファ―第一区分	連結レバレッジ・ バッファ―比率 が最低連結レバ レッジ・バッファ ―比率の四分の 三の比率以上最 低連結レバレッ	社外流出制限計 画（社外流出額の 制限に係る内容（ 調整税引後利益 の六十パーセン トの額から、その 連結会計年度に

レバレッジ第二 区分の二	連結レバレッジ 比率が〇パーセ ント以上〇・七五 パーセント未満 である場合	「同上」
「同上」	「号を加える。」	

<p>レバレッジ・バッファ―第二区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比</p>	<p>ジ・バッファ―比率未満である場合</p>
<p>社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出</p>	<p>において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するため合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ・バッファ―第三区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の</p>	<p>率の四分の三の比率未満である場合</p>
<p>社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額</p>	<p>した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ・バッファ―第四区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率未満である場合</p>	<p>比率未満である場合</p>
<p>社外流出制限計画（社外流出額を零に制限する内容を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及</p>	<p>を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するため合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

〔3〕6 略〕

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファ―比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファ―比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファ―比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率、第十二項に規定する単体レバレッジ比率及び第十四項に規定する単体レバレッジ・バッファ―比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9 「略」

10 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等Tier1比率（第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）

〔3〕6 同上〕

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファ―比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項から第十四項まで及び第十八項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファ―比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9 「同上」

10 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次に掲げる事由（単体普通株式等Tier1比率（第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額

）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「略」

二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十~~九~~項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十九項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十九項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十九項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

〔三〕六 略

11 第一項~~第~~二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」

の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「同上」

二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十~~六~~項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十六項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十六項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十六項~~第~~二号及び第三条第八項~~第~~二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

〔三〕六 同上

11 第一項~~第~~二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外

とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の
実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引
前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計
上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した
額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合
に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、
自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準
に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己
資本比率、第八項に規定する単体資本バッファ―比率及び第
十四項に規定する単体レバレッジ・バッファ―比率を除く。
）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率を
いう。

13 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ比率」と
は、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において
、前項に規定する単体レバレッジ比率について指標となる一
定水準の比率をいう。

14 第一項第四号に掲げる表中「単体レバレッジ・バッファ―
比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号
に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第七項に規定
する単体自己資本比率、第八項に規定する単体資本バッファ
―比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率を除く。

流出制限計画（同表各項（資本バッファ―非対象区分の項を
除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の
実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引
前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計
上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した
額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合
に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、
自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準
に係る算式により得られる比率（第七項に規定する単体自己
資本比率及び第八項に規定する単体資本バッファ―比率を除
く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比
率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

15 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファ率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する単体レバレッジ・バッファ率について指標となる一定水準の比率をいう。

16 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファ率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

17 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第二十一項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バッファ率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

18 「略」

19 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結

「項を加える。」

13 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ率及び第十八項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率及び第十八項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

15 「同上」

16 第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比

自己資本比率（第十六項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第十六項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier1資本調達手段（第十六項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

20 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファア非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用とし

率（第十三項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第十三項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier1資本調達手段（第十三項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

17 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バツファア非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

て計上されなかつた場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

21 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バツファアール比率及び第二十三項に規定する連結レバレッジ・バツファアール比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

22 第二項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

23 第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バツファアール比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十六項に規定する連結自己資本比率、第十七項に規定する連結資本バツファアール比率及び第二十一項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

24 第二項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バツファアール比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バツファアール比率について指標となる一定水準の比率をいう。

18 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十三項に規定する連結自己資本比率及び第十四項に規定する連結資本バツファアール比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

「項を加える。」

第二条 「略」

〔2・3 略〕

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った特定救済金融機関等（同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バツファア比率（単体資本バツファア比率又は連結資本バツファア比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バツファア比率、レバレッジ比率以上のレバレッジ比率又はレバレッジ・バツファア比率（単体レバレッジ・バツファア比率又は連結レバレッジ・バツファア比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上のレバレッジ・バツファア比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

第二条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った特定救済金融機関等（同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四条第四項第二号において同じ。）に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バツファア比率（単体資本バツファア比率又は連結資本バツファア比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バツファア比率又はレバレッジ比率以上のレバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分、資本バツファー非対象区分、レバレッジ非対象区分又はレバレッジ・バツファー非対象区分に掲げる命令とする。

第二条の二 銀行は、社外流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄、同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第二項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バツファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。）に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に対応する第一条第一項第二号若しくは第二項第四号又は同条第一項第四号若しくは第二項第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファー非対象区分又はレバレッジ・バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分、資本バツファー非対象区分又はレバレッジ非対象区分に掲げる命令とする。

第二条の二 銀行は、社外流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バツファー比率に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バツファー比率又はレバレッジ・バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

「一・二 略」

三 連結レバレッジ比率（第十項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が最低連結レバレッジ比率

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 「同上」

「一・二 同上」

三 連結レバレッジ比率（第十項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
レバレッジ非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である

[略]	レバレッジ第一 区分	レバレッジ第二 区分	レバレッジ第二 区分の二	以上である場合	[略]	[略]	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率以上最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率未満である場 合	連結レバレッジ 比率が最低連結 レバレッジ比率 の四分の一の比 率以上最低連結 レバレッジ比率 の二分の一の比 率未満である場 合

[同上]	レバレッジ第一 区分	レバレッジ第二 区分	レバレッジ第二 区分の二	場合	[同上]	[同上]	連結レバレッジ 比率が〇・七五 パーセント以上 一・五パーセン ト未満である 場合	連結レバレッジ 比率が〇・七五 パーセント以上 一・五パーセン ト未満である 場合

四 連結レバレッジ・バッファー比率（第十二項に規定する

連結レバレッジ・バッファー比率をいう。次条第四項及び
 第五条において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	連結レバレッジ・バッファー比率が最低連結レバレッジ・バッファー比率以上である場合	命 令
レバレッジ・バッファー第一区分	連結レバレッジ・バッファー比率が最低連結レバレッジ・バッファー比率の四分の三の比率以上最低連結レバレッジ・バッファー比率未満である場合	社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容を

「号を加える。」

<p>レバレッジ・バッファ―第二区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の二分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の三の比率未満である場合</p>	
<p>社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む</p>	<p>をいう。）を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

<p>レバレッジ・バッファ第三区分</p>	
<p>連結レバレッジ・バッファ比率が最低連結レバレッジ・バッファ比率の四分の一の比率以上最低連結レバレッジ・バッファ比率の二分の一の比率未満である場合</p>	
<p>社外流出制限計画（社外流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その連結会計年度において既に支出した社外流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として社外流出額を制限する内容をいう。）を含む連結レバレッジ・</p>	<p>連結レバレッジ・バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

	レバレッジ・バッファ―第四区分
	連結レバレッジ・バッファ―比率が最低連結レバレッジ・バッファ―比率の四分の一の比率未満である場合
<p>バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令</p> <p>社外流出制限計画(社外流出額を零に制限する内容を含む連結レバレッジ・バッファ―比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。)の提出の求め及びその実行の命令</p>	

5 「2」4 略」
 5 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ―比率、第十項に規定する連結レバレッジ比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ―比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等

5 「2」4 同上」
 5 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ―比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等 Tier 1 比率」、「連結 Tier 1 比率」及び「連結

Tier 1 比率」、「連結Tier 1 比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。以下この条において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率、第十項に規定する連結レバレッジ比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 「略」

8 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において同じ。）の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1 比率（第五項に規定する連結普通株式等Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇六 略」

9 第一項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」

総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項及び第十項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 「同上」

8 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等（当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率（第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において同じ。）の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier 1 比率（第五項に規定する連結普通株式等Tier 1 比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇六 同上」

9 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外

とは、社外流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファ―非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の
実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

10 第一項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バッファ―比率及び第十二項に規定する連結レバレッジ・バッファ―比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「最低連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ比率について指標となる一定水準の比率をいう。

12 第一項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファ―比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（第五項に規定する連結自己資本比率、第六項に規定する連結資本バッファ―比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により

流出制限計画（同表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の
実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

10 第一項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（第五項に規定する連結自己資本比率及び第六項に規定する連結資本バッファ―比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

「項を加える。」

「項を加える。」

得られる比率をいう。

13 第一項第四号に掲げる表中「最低連結レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、前項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率について指標となる一定水準の比率をいう。

14 「略」

第四条 「略」

〔2・3 略〕

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バッファー比率以上の連結資本バッファー比率、連結レバレッジ比率以上の連結レバレッジ比率又は連結レバレッジ・バッファー比率以上の連結レバレッジ・バッファー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

〔一・二 略〕

第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は同条第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実

「項を加える。」

11 「同上」

第四条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バッファー比率以上の連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ比率以上の連結レバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

〔一・二 同上〕

第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書（法第五十二条の二十七第一項

行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書（法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。）に記載した連結資本バツファー比率又は連結レバレッジ・バツファー比率に対応する第三条第一項第二号又は第四号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（それぞれ資本バツファー非対象区分又はレバレッジ・バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バツファー比率又は連結レバレッジ・バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バツファー比率又は連結レバレッジ・バツファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バツファー比率又は連結レバレッジ・バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した連結資本バツファー比率に対応する同表の自己資本の充実の状況に係る区分（同表の資本バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バツファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告書に記載した連結資本バツファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、同表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バツファー比率に係る区分に掲げる命令とする。